

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月26日
【中間会計期間】	第97期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社佐賀銀行
【英訳名】	THE BANK OF SAGA LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 坂 井 秀 明
【本店の所在の場所】	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号
【電話番号】	0952(24)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 荒 津 賢
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 株式会社佐賀銀行 東京事務所
【電話番号】	03(6333)0180(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 落 合 隆 史
【縦覧に供する場所】	株式会社佐賀銀行 福岡支店 (福岡市中央区天神二丁目8番41号) 株式会社佐賀銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間 (自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	2024年度 中間連結 会計期間 (自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	2025年度 中間連結 会計期間 (自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	2024年度 (自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	26,755	29,071	29,800	53,013	55,231
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
連結経常利益	百万円	4,824	6,039	6,961	7,571	11,001
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,744	4,313	5,022	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	6,218	7,496
連結中間包括利益	百万円	1,000	46	7,562	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	14,932	5,078
連結純資産額	百万円	109,503	122,083	123,144	122,847	116,374
連結総資産額	百万円	3,049,779	3,119,519	3,203,327	3,161,031	3,177,787
1株当たり純資産額	円	6,498.33	7,217.15	7,273.08	7,292.42	6,879.45
1株当たり中間純利益	円	222.92	255.97	297.22	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	370.09	444.35
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	220.82	253.96	295.40	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	366.50	441.27
自己資本比率	%	3.58	3.90	3.83	3.87	3.65
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	60,992	37,774	41,926	113,056	23,726
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,255	48,447	44,103	21,915	95,407
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	587	756	842	1,176	1,433
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	130,044	285,642	271,760	200,178	270,425
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,325 [276]	1,317 [265]	1,314 [267]	1,294 [274]	1,284 [266]
信託財産額	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
3. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を2024年度中間連結会計期間の期首から適用しており、2023年度中間連結会計期間及び2023年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期中	第96期中	第97期中	第95期	第96期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	23,058	24,914	25,486	45,190	46,858
うち信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
経常利益	百万円	4,815	5,613	6,619	7,109	10,140
中間純利益	百万円	3,881	4,035	4,799	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,071	6,932
資本金	百万円	16,062	16,062	16,062	16,062	16,062
発行済株式総数	千株	17,135	17,135	16,935	17,135	16,935
純資産額	百万円	112,429	122,510	122,999	123,339	116,160
総資産額	百万円	3,046,877	3,115,703	3,199,596	3,156,863	3,172,855
預金残高	百万円	2,796,166	2,795,616	2,831,629	2,944,033	2,917,860
貸出金残高	百万円	2,156,752	2,130,072	2,312,315	2,201,255	2,257,441
有価証券残高	百万円	713,850	630,618	545,504	697,482	586,323
1株当たり配当額	円	35.00	40.00	50.00	80.00	90.00
自己資本比率	%	3.68	3.92	3.83	3.89	3.65
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,171 [259]	1,160 [251]	1,154 [249]	1,143 [258]	1,131 [252]
信託財産額	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

- (注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
2. 平均臨時従業員数は、当行の所定労働時間に換算し算出しております。
3. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。
4. 「信託勘定有価証券残高」に含まれる「信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高」については、該当金額がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境などの改善は見られるものの、米国に端を発した関税問題の影響等により、先行きは不透明な状況が続いております。

当行の主要基盤である北部九州の経済につきましては、物価上昇の影響がみられるものの、個人消費や生産活動、雇用情勢は緩やかに持ち直しつつあります。

金融業界につきましては、政策金利引き上げの影響により、各行が預金金利や貸出金利の引き上げに動く等、「金利のある世界」に回帰しております。

一方、今後、日米欧の金融政策や、為替の動向等が与える影響について、引き続き慎重に見極めていく必要があります。

このような経済情勢の中で、グループ役職員一同総力をあげて業績の一層の進展と経営の効率化に努めてまいりました。当中間連結会計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の増加を主因に、前年同期比7億29百万円増加し298億円となりました。

経常費用は、預金利息が増加したものの、外貨調達コストの減少により、前年同期比1億92百万円減少し228億39百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比9億22百万円増加し69億61百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前年同期比7億9百万円増加し50億22百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

銀行業

経常収益は前年同期比5億72百万円増加し254億86百万円となり、セグメント利益は前年同期比10億6百万円増加し66億19百万円となりました。

リース業

経常収益は前年同期比53百万円増加し39億71百万円となり、セグメント利益は前年同期比19百万円減少し1億67百万円となりました。

信用保証業

経常収益は前年同期比85百万円増加し3億72百万円となり、セグメント利益は前年同期比65百万円減少し1億44百万円となりました。

その他

銀行業、リース業、信用保証業を除くその他の経常収益は前年同期比32百万円増加し5億53百万円となり、セグメント利益は前年同期比2百万円減少し27百万円となりました。

当行グループの財政状態につきましては、当中間連結会計期間末の総預金残高は前中間期末比870億円増加、前期末比では183億円増加し2兆9,844億円となりました。貸出金残高は前中間期末比1,804億円増加、前期末比では531億円増加し2兆3,013億円となりました。

有価証券残高につきましては、当中間連結会計期間末残高は前中間期末比851億円減少、前期末比では408億円減少し5,380億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は151億18百万円、役務取引等収支は31億55百万円、その他業務収支は11億84百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	12,560	1,488	—	14,048
	当中間連結会計期間	13,897	1,220	—	15,118
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	13,037	2,592	13	15,615
	当中間連結会計期間	16,636	2,000	101	18,535
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	477	1,104	13	1,567
	当中間連結会計期間	2,739	779	101	3,416
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,150	21	—	3,171
	当中間連結会計期間	3,145	9	—	3,155
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,825	38	—	4,864
	当中間連結会計期間	4,904	26	—	4,931
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,675	16	—	1,692
	当中間連結会計期間	1,759	17	—	1,776
その他業務収支	前中間連結会計期間	969	3,345	—	4,314
	当中間連結会計期間	101	1,285	—	1,184
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,645	251	—	4,897
	当中間連結会計期間	4,201	115	—	4,317
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	5,614	3,597	—	9,212
	当中間連結会計期間	4,100	1,401	—	5,502

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間4百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で49億4百万円、国際業務部門で26百万円、合計で49億31百万円となりました。その主なものは為替業務の11億4百万円であります。

役務取引等費用は17億76百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,825	38	—	4,864
	当中間連結会計期間	4,904	26	—	4,931
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	995	—	—	995
	当中間連結会計期間	1,093	—	—	1,093
うち為替業務	前中間連結会計期間	983	36	—	1,019
	当中間連結会計期間	1,078	25	—	1,104
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	83	—	—	83
	当中間連結会計期間	87	—	—	87
うち代理業務	前中間連結会計期間	212	—	—	212
	当中間連結会計期間	228	—	—	228
うち保護預り貸金庫業務	前中間連結会計期間	40	—	—	40
	当中間連結会計期間	38	—	—	38
うち保証業務	前中間連結会計期間	249	2	—	252
	当中間連結会計期間	263	1	—	264
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,675	16	—	1,692
	当中間連結会計期間	1,759	17	—	1,776
うち為替業務	前中間連結会計期間	212	9	—	222
	当中間連結会計期間	260	10	—	271

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引並びに連結子会社の取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,786,470	3,274	—	2,789,745
	当中間連結会計期間	2,821,812	3,233	—	2,825,046
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,088,121	—	—	2,088,121
	当中間連結会計期間	2,084,302	—	—	2,084,302
うち定期性預金	前中間連結会計期間	687,522	—	—	687,522
	当中間連結会計期間	725,648	—	—	725,648
うちその他	前中間連結会計期間	10,827	3,274	—	14,101
	当中間連結会計期間	11,861	3,233	—	15,095
譲渡性預金	前中間連結会計期間	107,707	—	—	107,707
	当中間連結会計期間	159,444	—	—	159,444
総合計	前中間連結会計期間	2,894,178	3,274	—	2,897,452
	当中間連結会計期間	2,981,257	3,233	—	2,984,490

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金

4. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門との間における、部門間取引の額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,120,920	100.00	2,301,388	100.00
製造業	133,813	6.31	146,858	6.38
農業、林業	3,587	0.17	3,598	0.16
漁業	3,012	0.14	3,125	0.14
鉱業、採石業、砂利採取業	5,937	0.28	6,463	0.28
建設業	86,477	4.08	93,888	4.08
電気・ガス・熱供給・水道業	44,951	2.12	46,785	2.03
情報通信業	11,324	0.53	11,738	0.51
運輸業、郵便業	77,709	3.66	89,264	3.88
卸売業、小売業	194,867	9.19	199,819	8.68
金融業、保険業	128,289	6.05	153,829	6.68
不動産業、物品賃貸業	364,918	17.21	404,539	17.58
各種サービス業	233,753	11.02	240,646	10.45
地方公共団体	295,977	13.95	316,811	13.77
その他	536,299	25.29	584,018	25.38
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,120,920	—	2,301,388	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社１社です。

なお、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末においては、信託財産額はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の増加による1,049億4百万円の増加等に対し、預金の減少による865億67百万円の減少や、貸出金の増加による531億8百万円の減少等があり、合計で419億26百万円のマイナスとなりました。なお、前中間連結会計期間比では797億円減少しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出656億58百万円の減少等に対して、有価証券の売却による収入621億46百万円の増加や有価証券の償還による収入487億82百万円の増加等があり、合計で441億3百万円のプラスとなりました。なお、前中間連結会計期間比では43億44百万円減少しております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払8億41百万円等により、合計で8億42百万円のマイナスとなりました。なお、前中間連結会計期間比では86百万円減少しております。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度比13億35百万円増加して2,717億60百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等、及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に関して、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率 (2 / 3)	8.13
2. 連結における自己資本の額	1,237
3. リスク・アセットの額	15,200
4. 連結総所要自己資本額	608

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率 (2 / 3)	8.25
2. 単体における自己資本の額	1,241
3. リスク・アセットの額	15,047
4. 単体総所要自己資本額	601

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	93	106
危険債権	195	187
要管理債権	130	164
正常債権	21,302	23,063

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,914,200
計	49,914,200

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,935,909	16,935,909	東京証券取引所 プライム市場 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式で、単元株式数は、 100株であります。
計	16,935,909	16,935,909	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2025年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名
新株予約権の数	2,200個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式22,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2025年7月23日から2055年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格2,385円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従 い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額と し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その 端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役 会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

新株予約権証券の発行時(2025年7月22日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数株は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使でき

るものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から2カ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注3)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年 9 月30日	—	16,935	—	16,062	—	11,374

(注) 当中間会計期間における異動はありません。

(5) 【大株主の状況】

2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号	1,421	8.41
佐賀銀行行員持株会	佐賀市唐人二丁目 7 番20号	668	3.95
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町 1 番11号	522	3.09
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	487	2.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	468	2.76
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1 番地	347	2.05
野田 政信	佐賀市	329	1.95
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番 1 号	307	1.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	304	1.80
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号	281	1.66
計	—	5,139	30.40

(注)発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,100	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は、100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,818,400	168,184	同上
単元未満株式	普通株式 84,409	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,935,909	—	—
総株主の議決権	—	168,184	—

(注) 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式49株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社佐賀銀行	佐賀市唐人二丁目7番20号	33,100	—	33,100	0.19
計	—	33,100	—	33,100	0.19

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上覧に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上覧に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	270,964	272,462
コールローン	-	10,000
買入金銭債権	2,359	2,282
金銭の信託	1,008	1,403
有価証券	1, 2, 4, 8 578,901	1, 2, 4, 8 538,086
貸出金	2, 3, 4, 5 2,248,279	2, 3, 4, 5 2,301,388
外国為替	2, 3 2,356	2, 3 3,941
リース債権及びリース投資資産	4 16,463	4 16,973
その他資産	2, 4 11,786	2, 4 13,909
有形固定資産	6, 7 25,384	6, 7 25,412
無形固定資産	2,335	2,261
退職給付に係る資産	6,513	7,062
繰延税金資産	9,528	8,607
支払承諾見返	14,045	12,403
貸倒引当金	12,108	12,834
投資損失引当金	31	31
資産の部合計	3,177,787	3,203,327
負債の部		
預金	4 2,911,614	4 2,825,046
譲渡性預金	54,539	159,444
債券貸借取引受入担保金	4 38,768	4 35,779
借入金	4 6,427	4 5,837
外国為替	590	123
その他負債	31,353	37,438
賞与引当金	624	684
退職給付に係る負債	272	260
役員退職慰労引当金	8	9
睡眠預金払戻損失引当金	114	114
再評価に係る繰延税金負債	6 3,051	6 3,041
支払承諾	14,045	12,403
負債の部合計	3,061,412	3,080,183
純資産の部		
資本金	16,062	16,062
資本剰余金	13,327	13,327
利益剰余金	91,469	95,656
自己株式	121	88
株主資本合計	120,737	124,956
その他有価証券評価差額金	13,609	11,225
繰延ヘッジ損益	728	1,177
土地再評価差額金	6 6,290	6 6,267
退職給付に係る調整累計額	2,051	1,758
その他の包括利益累計額合計	4,538	2,021
新株予約権	175	209
純資産の部合計	116,374	123,144
負債及び純資産の部合計	3,177,787	3,203,327

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
経常収益	29,071	29,800
資金運用収益	15,615	18,535
(うち貸出金利息)	10,489	13,442
(うち有価証券利息配当金)	4,857	4,584
役務取引等収益	4,864	4,931
その他業務収益	4,897	4,317
その他経常収益	¹ 3,693	¹ 2,016
経常費用	23,031	22,839
資金調達費用	1,569	3,421
(うち預金利息)	352	2,375
役務取引等費用	1,692	1,776
その他業務費用	9,212	5,502
営業経費	² 10,112	² 10,305
その他経常費用	³ 444	³ 1,833
経常利益	6,039	6,961
特別利益	0	33
固定資産処分益	0	32
その他の特別利益	0	0
特別損失	111	208
固定資産処分損	111	154
減損損失	-	⁴ 53
その他の特別損失	0	0
税金等調整前中間純利益	5,928	6,786
法人税、住民税及び事業税	1,021	1,909
法人税等調整額	594	145
法人税等合計	1,615	1,763
中間純利益	4,313	5,022
親会社株主に帰属する中間純利益	4,313	5,022

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
中間純利益	4,313	5,022
その他の包括利益	4,359	2,540
その他有価証券評価差額金	4,269	2,384
繰延ヘッジ損益	121	448
退職給付に係る調整額	211	292
中間包括利益	46	7,562
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	46	7,562

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,062	13,327	86,131	881	114,639
当中間期変動額					
剰余金の配当			756		756
親会社株主に帰属する中間純利益			4,313		4,313
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			83	225	142
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	3,473	224	3,698
当中間期末残高	16,062	13,327	89,605	656	118,337

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	284	34	6,272	1,907	7,930	277	122,847
当中間期変動額							
剰余金の配当							756
親会社株主に帰属する中間純利益							4,313
自己株式の取得							0
自己株式の処分							142
土地再評価差額金の取崩							—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,269	121		211	4,359	101	4,461
当中間期変動額合計	4,269	121	—	211	4,359	101	763
当中間期末残高	4,553	156	6,272	1,695	3,570	175	122,083

当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,062	13,327	91,469	121	120,737
当中間期変動額					
剰余金の配当			844		844
親会社株主に帰属する中間純利益			5,022		5,022
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			14	33	19
土地再評価差額金の取崩			23		23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	4,186	32	4,218
当中間期末残高	16,062	13,327	95,656	88	124,956

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	13,609	728	6,290	2,051	4,538	175	116,374
当中間期変動額							
剰余金の配当							844
親会社株主に帰属する中間純利益							5,022
自己株式の取得							1
自己株式の処分							19
土地再評価差額金の取崩							23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,384	448	23	292	2,517	33	2,550
当中間期変動額合計	2,384	448	23	292	2,517	33	6,769
当中間期末残高	11,225	1,177	6,267	1,758	2,021	209	123,144

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,928	6,786
減価償却費	597	717
減損損失	—	53
貸倒引当金の増減()	1,104	725
賞与引当金の増減額(は減少)	1	60
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	877	974
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	12
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	0
資金運用収益	15,615	18,535
資金調達費用	1,569	3,421
有価証券関係損益()	603	857
金銭の信託の運用損益(は運用益)	134	104
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	32	34
貸出金の純増()減	71,524	53,108
預金の純増減()	148,439	86,567
譲渡性預金の純増減()	99,174	104,904
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	452	590
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,277	163
コールローン等の純増()減	35	9,922
債券貸借取引受入担保金の純増減()	14,494	2,989
外国為替(資産)の純増()減	198	1,584
外国為替(負債)の純増減()	522	467
リース債権及びリース投資資産の純増()減	343	509
資金運用による収入	15,335	18,293
資金調達による支出	1,417	2,689
その他	24,242	2,800
小計	37,902	40,052
法人税等の支払額	467	1,894
法人税等の還付額	340	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,774	41,926

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	151,809	65,658
有価証券の売却による収入	153,781	62,146
有価証券の償還による収入	48,756	48,782
金銭の信託の増加による支出	-	500
有形固定資産の取得による支出	1,496	532
無形固定資産の取得による支出	783	212
有形固定資産の売却による収入	0	76
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,447	44,103
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	755	841
自己株式の取得による支出	0	1
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	756	842
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	85,464	1,334
現金及び現金同等物の期首残高	200,178	270,425
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 285,642	¹ 271,760

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

佐銀リース株式会社

佐銀信用保証株式会社

佐銀デジタルパートナーズ株式会社

株式会社佐銀キャピタル&コンサルティング

佐銀ビジネスサービス株式会社

さぎんコネクト株式会社

(2) 非連結子会社

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号

デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第1号

佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号

佐銀スタートアップ応援投資事業有限責任組合第1号

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第四号

デジタルトランスフォーメーションファンド投資事業有限責任組合第1号

佐銀ブリッジ投資事業有限責任組合

佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第五号

佐銀スタートアップ応援投資事業有限責任組合第1号

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、法人税法の定める耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要管理債権、その他の要注意先債権)に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(未保全額)のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

連結子会社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時(またはリース料を収受すべき時)に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

代理業務の返金可能性のある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性のある手数料については、契約負債を計上しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結子会社においては、上記及びについて、ヘッジ会計を行っておりません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

前中間連結会計期間は、投資信託(上場投資信託を除く。)の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に142百万円を計上しております。

当中間連結会計期間は、投資信託(上場投資信託を除く。)の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に607百万円を計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
出資金	2,096百万円	2,479百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,834百万円	11,009百万円
危険債権額	19,802百万円	18,761百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	16,507百万円	16,543百万円
合計額	46,144百万円	46,314百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
2,757百万円	2,603百万円

- 4．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	40,606百万円	35,686百万円
貸出金	1,490百万円	1,409百万円
リース投資資産	743百万円	511百万円
担保資産に対応する債務		
預金	772百万円	1,812百万円
債券貸借取引受入担保金	38,768百万円	35,779百万円
借入金	325百万円	225百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	67,700百万円	63,614百万円
貸出金	48,510百万円	40,033百万円
その他資産	875百万円	1,443百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金	1,028百万円	1,022百万円

- 5．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	597,800百万円	619,449百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	583,878百万円	601,389百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 6．土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
4,887百万円	4,401百万円

7.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	24,260百万円	23,978百万円

8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
27,557百万円	26,237百万円

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	3,118百万円	1,529百万円
貸倒引当金戻入益	55百万円	—百万円

2.営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与・手当	4,284百万円	4,509百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	—百万円	1,051百万円
債権売却損	—百万円	419百万円
株式等売却損	96百万円	142百万円
金銭の信託運用損	134百万円	104百万円

4. 減損損失

当行グループは営業キャッシュ・フローの低下や市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失
佐賀県内	営業店舗 2 か所	土地・建物・動産	21
長崎県内・遊休資産	所有資産 1 か所	建物	17
福岡県内	営業店舗 1 か所	建物	15
合計	—	—	53

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については不動産鑑定評価基準等に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

資産のグルーピング方法は、当行では管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っておりますが、銀行全体に関連する資産(本部使用資産、社宅、ATMコーナー等)は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社では各社をグルーピングの単位として取り扱っております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	17,135	—	—	17,135	
自己株式					
普通株式	328	0	84	244	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り 0 千株、減少は新株予約権の行使84千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				175	
合計			—				175	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	756	45.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月 8 日 取締役会	普通株式	675	利益剰余金	40.00	2024年 9 月30日	2024年12月 3 日

当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,935	—	—	16,935	
自己株式					
普通株式	45	0	12	33	(注)

(注) 増加は単元未満株式の買取り 0 千株、減少は新株予約権の行使12千株及び単元未満株式の買増 0 千株によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					209	
合計		—					209	

３．配当に関する事項

(１) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	844	50.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(２) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	845	利益剰余金	50.00	2025年9月30日	2025年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	286,031百万円	272,462百万円
預け金 (日本銀行への預け金を除く)	388百万円	702百万円
現金及び現金同等物	285,642百万円	271,760百万円

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(借手側)

該当事項はありません。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
リース料債権部分	18,193	18,781
見積残存価額部分	32	31
受取利息相当額	1,761	1,837
合計	16,463	16,973

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1 年以内	5,643	5,779
1 年超 2 年以内	4,496	4,586
2 年超 3 年以内	3,512	3,675
3 年超 4 年以内	2,468	2,566
4 年超 5 年以内	1,399	1,411
5 年超	672	761
合計	18,193	18,781

２．オペレーティング・リース取引

借手側、貸手側ともに該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、及び重要性に乏しい科目については、注記を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権 (*1)	2,349	2,349	—
(2) 有価証券 (*1)			
満期保有目的の債券	10,400	10,305	94
その他有価証券	565,212	565,212	—
(3) 貸出金	2,248,279		
貸倒引当金 (*1)	10,360		
	2,237,918	2,260,271	22,352
(4) リース債権及びリース投資資産	16,463		
貸倒引当金 (*1)	50		
	16,413	16,316	97
資産計	2,832,293	2,854,455	22,161
(1) 預金	2,911,614	2,910,678	935
(2) 譲渡性預金	54,539	54,539	—
(3) 借用金	6,427	6,427	—
負債計	2,972,581	2,971,645	935
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(448)	(448)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,060	1,019	41
デリバティブ取引計	612	570	41

(*1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金及び有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権 (*1)	2,271	2,271	—
(2) 有価証券 (*1)			
満期保有目的の債券	10,400	10,386	13
その他有価証券	524,015	524,015	—
(3) 貸出金	2,301,388		
貸倒引当金 (*1)	14,515		
	2,286,872	2,316,691	29,819
(4) リース債権及びリース投資資産	16,973		
貸倒引当金 (*1)	50		
	16,922	16,872	50
資産計	2,840,482	2,870,238	29,756
(1) 預金	2,825,046	2,824,464	581
(2) 譲渡性預金	159,444	159,444	—
(3) 借入金	5,837	5,837	—
負債計	2,990,328	2,989,746	581
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(871)	(871)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,714	1,687	26
デリバティブ取引計	842	815	26

- (*1) 貸出金及びリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金及び有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式 (*1) (*2)	1,150	1,150
非上場外国株式 (*1) (*2)	9	9
組合出資金 (*3)	2,096	2,479

- (*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。
当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。
- (*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	38,796	184,135	—	222,932
社債	—	166,275	28,975	195,250
住宅ローン担保证券	—	56,767	—	56,767
株式	28,621	—	—	28,621
その他	29,201	30,583	—	59,784
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,060	—	1,060
通貨関連	—	1,144	—	1,144
資産計	96,619	439,967	28,975	565,561
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,592	—	1,592
負債計	—	1,592	—	1,592

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,856百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購 入、 売 却、 発行 及 び 償 還 の 純 額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち 中間連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益
	損益に計 上	その他の 包括利益 に 計 上 (*)					
1,550	—	10	294	—	—	1,856	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位: 百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	43,442	184,979	—	228,421
社債	—	131,673	27,334	159,007
住宅ローン担保証券	—	53,199	—	53,199
株式	30,157	—	—	30,157
その他	26,709	24,647	—	51,356
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,714	—	1,714
通貨関連	—	470	—	470
資産計	100,309	396,683	27,334	524,327
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,342	—	1,342
負債計	—	1,342	—	1,342

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,873百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位: 百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち 中間連結貸借対照表日において 保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
1,856	—	17	—	—	—	1,873	—

(*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,349	2,349
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	10,305	10,305
社債	—	—	10,305	10,305
貸出金	—	—	2,260,271	2,260,271
リース債権及びリース投資資産	—	—	16,316	16,316
資産計	—	—	2,289,242	2,289,242
預金	—	2,910,678	—	2,910,678
譲渡性預金	—	54,539	—	54,539
借入金	—	—	6,427	6,427
デリバティブ取引				
金利関連	—	41	—	41
負債計	—	2,965,260	6,427	2,971,687

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,271	2,271
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	10,386	10,386
社債	—	—	10,386	10,386
貸出金	—	—	2,316,691	2,316,691
リース債権及びリース投資資産	—	—	16,872	16,872
資産計	—	—	2,346,222	2,346,222
預金	—	2,824,464	—	2,824,464
譲渡性預金	—	159,444	—	159,444
借入金	—	—	5,837	5,837
デリバティブ取引				
金利関連	—	26	—	26
負債計	—	2,983,935	5,837	2,989,773

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル３に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、元利金の合計額を信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規契

約を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、評価日時点で想定される市場等での再借入利率で割り引いていることからレベル2の時価に分類しております。そうでない場合はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値法	信用リスクスプレッド	0.0%—14.9%	0.1%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値法	信用リスクスプレッド	0.0%—15.3%	0.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、及び 決済の純 額	レベル3 の時価へ の振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の価損益
		損益に 計上	その他の包 括利益に計 上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	30,597	—	162	1,460	—	—	28,975	—

(*)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、及び 決済の純 額	レベル3 の時価へ の振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び金融 負債の価損益
		損益に 計上	その他の包 括利益に計 上(*)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	28,975	—	6	1,634	—	—	27,334	—

(*)中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用リスクスプレッド

信用リスクスプレッドは、スワップレートなどの基準市場金利に対する調整率であり、信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対するリスク・プレミアムとしての上乗せ利率になります。一般に、信用リスクスプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表(財務諸表)における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	—	—	—
	小計	100	100	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	300	299	0
	その他	10,000	9,906	93
	小計	10,300	10,205	94
合計		10,400	10,305	94

当中間連結会計期間(2025年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	5,014	14
	小計	5,000	5,014	14
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	400	399	0
	その他	5,000	4,973	27
	小計	5,400	5,372	27
合計		10,400	10,386	13

２．その他有価証券

前連結会計年度(2025年 3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	27,437	11,272	16,164
	債券	8,714	8,666	48
	国債	—	—	—
	地方債	2,044	2,036	7
	社債	6,670	6,629	40
	その他	54,613	53,379	1,233
	小計	90,765	73,318	17,446
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,183	1,446	262
	債券	343,595	371,668	28,073
	国債	38,796	43,394	4,597
	地方債	182,091	198,957	16,866
	社債	122,707	129,317	6,609
	その他	129,667	139,262	9,594
	小計	474,447	512,377	37,929
合計		565,212	585,695	20,482

当中間連結会計期間(2025年 9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	29,722	11,018	18,703
	債券	7,803	7,766	36
	国債	—	—	—
	地方債	949	946	3
	社債	6,853	6,819	33
	その他	44,502	43,572	929
	小計	82,027	62,358	19,669
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	435	603	167
	債券	343,923	374,984	31,061
	国債	43,442	48,780	5,338
	地方債	184,029	201,997	17,968
	社債	116,451	124,206	7,754
	その他	97,629	103,183	5,553
	小計	441,988	478,771	36,783
合計		524,015	541,129	17,113

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(金銭の信託関係)

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

２．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	20,482
その他有価証券	20,482
()繰延税金負債	6,874
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,609
()非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	13,609

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	17,113
その他有価証券	17,113
()繰延税金負債	5,888
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,225
()非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	11,225

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年３月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年９月30日現在)とも、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	90,057	—	453	453
	買建	3,700	—	4	4
	通貨オプション				
	売建	17,263	12,063	571	206
	買建	17,263	12,063	571	294
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	448	361

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	58,595	—	871	871
	買建	233	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	19,889	13,504	375	61
	買建	19,889	13,504	375	196
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	871	737

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券	—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定	—	15,000	15,000	1,060
	金利オプション		—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		3,314	2,492	41
合計		—	—	—	1,019

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券	—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定	—	15,000	15,000	1,714
	金利オプション		—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		2,903	2,081	26
合計		—	—	—	1,687

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2025年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)とも、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業経費	40百万円	52百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	2024年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式17,650株
付与日	2024年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2024年7月23日から2054年7月22日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり2,305円

(注)株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式22,000株
付与日	2025年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2025年7月23日から2055年7月22日まで
権利行使価格	1株当たり1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり2,384円

(注)株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日)とも、資産除去債務の負債及び純資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(2025年3月31日)及び当中間連結会計期間(2025年9月30日)とも、賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証業	計			
役務取引等収益等							
預金・貸出業務	995	—	—	995	—	—	995
為替業務	1,019	—	—	1,019	—	—	1,019
その他	2,564	—	—	2,564	26	—	2,591
顧客との契約から生じる経常収益	4,579	—	—	4,579	26	—	4,605
上記以外の経常収益	20,294	3,851	134	24,280	184	0	24,465
外部顧客に対する経常収益	24,873	3,851	134	28,859	211	0	29,071

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。

2. 「リース業」の「上記以外の経常収益」は、リース取引に関する会計基準に基づくものであります。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	信用保証業	計			
役務取引等収益等							
預金・貸出業務	1,093	—	—	1,093	—	—	1,093
為替業務	1,104	—	—	1,104	—	—	1,104
その他	2,432	—	—	2,432	23	—	2,455
顧客との契約から生じる経常収益	4,629	—	—	4,629	23	—	4,652
上記以外の経常収益	20,809	3,901	212	24,923	224	—	25,147
外部顧客に対する経常収益	25,439	3,901	212	29,553	247	—	29,800

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。

2. 「リース業」の「上記以外の経常収益」は、リース取引に関する会計基準に基づくものであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務、信用保証業務等金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業」、「リース業」、「信用保証業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等を、「リース業」はリース業務を、「信用保証業」は信用保証業務を行っております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、中間連結財務諸表の作成方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は一般的な取引と同様の取引条件に基づいております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	24,873	3,851	134	28,859	211	29,071	0	29,071
セグメント間の 内部経常収益	41	66	152	260	309	570	570	—
計	24,914	3,918	287	29,120	521	29,641	570	29,071
セグメント利益	5,613	186	209	6,009	29	6,038	1	6,039
セグメント資産	3,115,703	19,053	4,455	3,139,212	1,099	3,140,312	20,792	3,119,519
セグメント負債	2,993,193	16,562	2,553	3,012,309	271	3,012,581	15,146	2,997,435
その他の項目								
減価償却費	557	4	1	562	10	572	24	597
資金運用収益	15,638	0	0	15,639	0	15,639	23	15,615
資金調達費用	1,554	38	—	1,593	—	1,593	23	1,569
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	2,252	7	7	2,267	12	2,280	—	2,280

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。

３．調整額の主なものは次のとおりであります。

(1)経常収益の調整額 570百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3)セグメント資産の調整額 20,792百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4)セグメント負債の調整額 15,146百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)減価償却費の調整額24百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。

(6)資金運用収益の調整額 23百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7)資金調達費用の調整額 23百万円は、セグメント間取引消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	信用保証業	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	25,439	3,901	212	29,553	247	29,800	—	29,800
セグメント間の 内部経常収益	47	69	160	277	306	583	583	—
計	25,486	3,971	372	29,830	553	30,384	583	29,800
セグメント利益	6,619	167	144	6,931	27	6,959	2	6,961
セグメント資産	3,199,596	20,668	5,099	3,225,364	1,189	3,226,554	23,226	3,203,327
セグメント負債	3,076,597	17,988	2,950	3,097,536	296	3,097,833	17,649	3,080,183
その他の項目								
減価償却費	676	3	1	682	15	697	20	717
資金運用収益	18,568	0	4	18,572	0	18,573	37	18,535
資金調達費用	3,407	52	—	3,460	—	3,460	38	3,421
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	715	0	—	716	27	744	—	744

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理業務、事務代行業務等を含んでおります。
3. 調整額の主なものは次のとおりであります。
- (1) 経常収益の調整額 583百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント利益の調整額 2百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント資産の調整額 23,226百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) セグメント負債の調整額 17,649百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (5) 減価償却費の調整額20百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
- (6) 資金運用収益の調整額 37百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (7) 資金調達費用の調整額 38百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,489	9,050	4,864	3,821	845	29,071

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
--	------	--------------	-------------	-------	-----	----

外部顧客に対する 経常収益	13,442	6,531	4,931	3,899	996	29,800
------------------	--------	-------	-------	-------	-----	--------

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	信用保証業		
減損損失	53	—	—	—	53

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)及び当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)とも、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)及び当中間連結会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)とも、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1 株当たり純資産額		6,879円45銭	7,273円08銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	116,374	123,144
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	175	209
(うち新株予約権)	百万円	175	209
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	116,199	122,935
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	16,890	16,902

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益		255円97銭	297円22銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,313	5,022
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,313	5,022
普通株式の期中平均株式数	千株	16,849	16,896
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益		253円96銭	295円40銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	132	104
(うち新株予約権)	千株	132	104
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	270,945	272,439
コールローン	-	10,000
買入金銭債権	2,359	2,282
金銭の信託	1,008	1,403
有価証券	1, 2, 4, 6 586,323	1, 2, 4, 6 545,504
貸出金	2, 3, 4, 5 2,257,441	2, 3, 4, 5 2,312,315
外国為替	2, 3 2,356	2, 3 3,941
その他資産	8,225	9,964
その他の資産	2 8,225	2 9,964
有形固定資産	25,097	25,115
無形固定資産	2,249	2,166
前払年金費用	3,527	4,502
繰延税金資産	9,722	8,604
支払承諾見返	2 14,045	2 12,403
貸倒引当金	10,449	11,046
資産の部合計	3,172,855	3,199,596
負債の部		
預金	4 2,917,860	4 2,831,629
譲渡性預金	54,539	159,444
債券貸借取引受入担保金	4 38,768	4 35,779
外国為替	590	123
その他負債	27,131	33,413
未払法人税等	1,661	1,594
資産除去債務	238	239
その他の負債	25,231	31,579
賞与引当金	591	646
睡眠預金払戻損失引当金	114	114
再評価に係る繰延税金負債	3,051	3,041
支払承諾	14,045	12,403
負債の部合計	3,056,695	3,076,597

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	16,062	16,062
資本剰余金	11,374	11,374
資本準備金	11,374	11,374
利益剰余金	95,259	99,223
利益準備金	14,926	14,926
その他利益剰余金	80,333	84,297
別途積立金	70,800	75,800
固定資産圧縮積立金	251	251
繰越利益剰余金	9,281	8,245
自己株式	121	88
株主資本合計	122,575	126,571
その他有価証券評価差額金	13,609	11,226
繰延ヘッジ損益	728	1,177
土地再評価差額金	6,290	6,267
評価・換算差額等合計	6,590	3,781
新株予約権	175	209
純資産の部合計	116,160	122,999
負債及び純資産の部合計	3,172,855	3,199,596

(2) 【中間損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
経常収益	24,914	25,486
資金運用収益	15,638	18,568
(うち貸出金利息)	10,512	13,474
(うち有価証券利息配当金)	4,857	4,584
役務取引等収益	4,653	4,704
その他業務収益	1,076	418
その他経常収益	¹ 3,545	¹ 1,795
経常費用	19,300	18,867
資金調達費用	1,554	3,407
(うち預金利息)	353	2,380
役務取引等費用	1,844	1,932
その他業務費用	5,779	2,039
営業経費	² 9,715	² 9,867
その他経常費用	³ 406	³ 1,621
経常利益	5,613	6,619
特別利益	-	32
固定資産処分益	-	32
特別損失	111	208
固定資産処分損	111	154
減損損失	-	53
税引前中間純利益	5,502	6,444
法人税、住民税及び事業税	901	1,726
法人税等調整額	566	82
法人税等合計	1,467	1,644
中間純利益	4,035	4,799

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	66,800	254	8,504	90,485
当中間期変動額								
剰余金の配当							756	756
中間純利益							4,035	4,035
自己株式の取得								
自己株式の処分							83	83
別途積立金の積立					4,000		4,000	—
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	4,000	—	804	3,195
当中間期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	70,800	254	7,699	93,681

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	881	117,040	285	34	6,272	6,021	277	123,339
当中間期変動額								
剰余金の配当		756						756
中間純利益		4,035						4,035
自己株式の取得	0	0						0
自己株式の処分	225	142						142
別途積立金の積立		—						—
土地再評価差額金の取崩								—
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）			4,269	121		4,148	101	4,249
当中間期変動額合計	224	3,420	4,269	121	—	4,148	101	829
当中間期末残高	656	120,460	4,554	156	6,272	1,873	175	122,510

当中間会計期間(自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途積立金	固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	16,062	11,374	11,374	14,926	70,800	251	9,281	95,259
当中間期変動額								
剰余金の配当							844	844
中間純利益							4,799	4,799
自己株式の取得								
自己株式の処分							14	14
別途積立金の積立					5,000		5,000	—
土地再評価差額金の取崩							23	23
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	5,000	—	1,035	3,964
当中間期末残高	16,062	11,374	11,374	14,926	75,800	251	8,245	99,223

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	121	122,575	13,609	728	6,290	6,590	175	116,160
当中間期変動額								
剰余金の配当		844						844
中間純利益		4,799						4,799
自己株式の取得	1	1						1
自己株式の処分	33	19						19
別途積立金の積立		—						—
土地再評価差額金の取崩		23						23
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）			2,383	448	23	2,809	33	2,842
当中間期変動額合計	32	3,996	2,383	448	23	2,809	33	6,838
当中間期末残高	88	126,571	11,226	1,177	6,267	3,781	209	122,999

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～60年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要管理債権、その他の要注意先債権)に相当する債権については、主として正常先債権及びその他の要注意先債権は今後1年間の予想損失額、要管理先債権は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、それぞれ1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(未保全額)のうち必要と認める額を計上しております。具体的には、その未保全額が一定額以上の破綻懸念先債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、未保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により算出しており、その他の破綻懸念先債権は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を未保全額に乗じて算出しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

代理業務の返金可能性のある手数料に係る収益の計上基準

手数料受取時に売上高を計上する方法によっておりますが、返金可能性のある手数料については、契約負債を計上しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、ヘッジ対象である貸出金のキャッシュ・フローの固定化を行うために用いた金利スワップであり、繰延ヘッジ・特例処理を適用しております。このヘッジに「LIBORを参照とする金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建其他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等を含めた全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

前中間会計期間は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に142百万円を計上しております。

当中間会計期間は、投資信託（上場投資信託を除く。）の期中収益分配金が全体で益となるため、「有価証券利息配当金」に607百万円を計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株 式	7,485百万円	7,485百万円
出資金	2,075百万円	2,454百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,512百万円	10,637百万円
危険債権額	19,788百万円	18,744百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	—百万円
貸出条件緩和債権額	16,473百万円	16,485百万円
合計額	45,774百万円	45,867百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
2,757百万円	2,603百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	40,606百万円	35,686百万円
貸出金	1,490百万円	1,409百万円
担保資産に対応する債務		
預金	772百万円	1,812百万円
債券貸借取引受入担保金	38,768百万円	35,779百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	67,700百万円	63,614百万円
貸出金	48,510百万円	40,033百万円
その他の資産	875百万円	1,443百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	1,019百万円	1,013百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	601,400百万円	622,969百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	587,478百万円	604,909百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
27,557百万円	26,237百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
株式等売却益	3,118百万円	1,529百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
有形固定資産	374百万円	409百万円
無形固定資産	183百万円	266百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	—百万円	879百万円
債権売却損	—百万円	419百万円
株式等売却損	96百万円	142百万円
金銭の信託運用損	134百万円	104百万円

(有価証券関係)

市場価格のない子会社株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
子会社株式	7,485	7,485
投資事業組合出資金	2,075	2,454

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月 7 日開催の取締役会において、第97期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	845百万円
1 株当たりの中間配当金	50円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	子	一	昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	園	龍	也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月26日

株式会社佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	子	一	昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	園	龍	也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社佐賀銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に

関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。